



号外

昭和34年4月1日
第3種郵便物認可

定価1部2円
発行所
盛岡市内丸10番1号
岩手県庁内
岩手県職員労働組合

No.2434
2017年
11月2日

確定闘争は予断許さず。秋の最終局面・11月8日の地公闘総務部長交渉での前進回答に向け結集を！

2017確定闘争⑤ ヤマ場・11.1地公共闘人事課長交渉

怒 職員に報いる改善方策示さず 給与改定12月議会提案は国動向注視・検討急ぐ 退職手当国準拠姿勢崩さず・再考求める 通勤手当「65km以上距離区分新設は負担軽減に有効」回答を引き出す

11月1日、岩手県地方公務員共闘会議（議長：佐藤淳一岩教組委員長）は、2017確定闘争のヤマ場として300人からなる県庁座り込み交渉支援を背景に、佐藤人事課長と交渉を行った。冒頭、知事あて要請署名（453枚・3,318筆）・退職手当引下げ阻止イエローカード（5,457枚）を手交し、前進回答を求めた。

【交渉結果】給与改定に関し、「県人勸尊重だが、12月議会の提案は国の動向を注視し、検討を急ぐ」との回答にとどまったことから、改めて早期改定・差額支給を強く求めた。

退職手当は「改正法の内容が見通せていないが、これまで国に準じる形で措置しており、それを踏まえ検討」としたことから、イエローカードの実態を踏まえ、上司に報告し慎重に検討するよう強く求めた。通勤手当に関し「65km以上の距離区分の新設は遠距離通勤者の負担軽減策として有効である」としつつ、「人事委員会勧告等を受けて対応する。課題意識を持って対応し、人事委員会に伝え検討する」との回答だったこと

ことから、早期実現を強く要請した。手当改定の在り方はガソリン価格等の動向を踏まえ、毎年確認する場を設けるよう申し入れし、当局が応じた。その他の課題は国・他県均衡の回答に終始し、改善とは程遠い回答だった。

当局は依然として職員の踏んばりに報いる改善策を示さないばかりか、退職手当も国準拠を崩さず極めて遺憾だ。地公共闘は最終局面である11月8日総務部長交渉での前進回答を強く求め、交渉を終了した（主な交渉結果は裏面のとおりに）。



署名等を手交（左下はカードの山）



前進回答を求める地公共闘交渉団



回答する佐藤人事課長

1 月例給・一時金の改定

(地公共闘) 国の給与法改正が明らかでないとのことだが、国の動向にかかわらず実施すべき。見解は。

(人事課長) 県人勧尊重の姿勢に変わりない。12月議会の提案は国の動向を注視して検討を急ぐ。

(地公共闘) 年内差額支給は切実な要望。国でも特別国会で改正の方向だ。12月議会提案を強く求める。

2 退職手当

(地公共闘) 生涯賃金削減、人材確保難などの課題があり、問題山積。県として引下げしない判断をすべき。

(人事課長) 改正法の内容などが見通せていない。県の退職手当制度は国に準ずる形で措置してきており、今後これらの状況を踏まえ検討する。



座込みに結集する交渉支援団

(地公共闘) イエローカードでの切実な実態を踏まえ、上司に報告のうえ慎重な判断を強く求める。

3 諸手当改善

(地公共闘) 通勤手当に関し、遠距離通勤者の負担軽減は課題意識があったとした。①65 km以上の距離区分の新設はぜひ検討すべき課題。積極姿勢を示して欲しい。昨年からの課題であった、②手当改定の考え方の検討状況について具体的に示すべき。③住居手当の改善も再考を求める。

(人事課長) ①負担軽減策として通勤手当の距離区分の新設も有効な手段。一方で上限額が条例に規定されていること等もあり、見直しは人事委員会勧告等を受けて対応するのが基本。課題意識を持って対応する。意見も人事委員会に伝え、引き続き検討する。②手当改定については、ガソリン価格等の状況を考慮しながら毎年検討。その年の改定の必要性は、問われればその時点で示す。例えば、過去の引上げ等の改定時のガソリン価格なども参考になると考える。③住居手当は公民較差に影響するため人事委員会で判断すべき。職員負担の実情を見ていく必要があるため、要望は人事委員会に伝える。

(地公共闘) ①は実現に向け強く要望する。②はガソリン価格の変動が著しい点もあるため、毎年(事務的に)確認する場を設けさせていただきたい(人事課長：了)。③は極めて遺憾。改めて検討を。

4 専門職種の処遇改善

(地公共闘) これまでの専門職種の確保対策では限界。処遇面を含めた改善が必要であるが見解は。

(人事課長) 例えば、獣医師の昨年度の選考採用は18人の募集に3人の採用。処遇面改善は、他県では専門職員の処遇改善の取り組みが行われている状況は認識。他県均衡の観点からも検討。

(地公共闘) 岩手で働きたいという人材に対する抜本的な処遇改善が不可欠。積極的対応を強く求める。

5 休暇制度の拡充

(地公共闘) 不妊治療への支援は少子化対策として重要。特定事業主行動計画策定の観点から対策を。

(人事課長) 現在は病気休暇(3月)の対象としており、国・他県と均衡。もっとも、人事院も不妊治療と仕事の両立支援の民間動向を注視する姿勢であり、国・他県の支援策等との均衡を踏まえ検討。

(地公共闘) 課題意識をしっかりとっていただきたい。総務部長交渉時でも具体的対策を求める。

「高齢層職員の処遇改善 (回答：勤勉手当の運用等で配慮)」、「長時間労働是正策 (回答：厚労省ガイドラインの周知徹底に努める、タイムカードの客観的時間管理は研究継続)」、「ハラスメント対策 (回答：研修等の充実に努める。人事委員会等の相談窓口の活用を)」も交渉。次回に向け改善を求めた。